

後谷(2)	小矢部市後谷の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流	一部指定 一部解除
田川谷内川	小矢部市田川谷内川の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流	一部指定 一部解除

（「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第209号

土砂災害特別警戒区域の指定及び解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項及び第8項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定及び解除するので、同条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

令和8年4月6日

富山県知事 新 田 八 朗

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	変更事項
後谷(2)	小矢部市後谷の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流	別紙図面のとおり	全部解除

（「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害特別警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第210号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和8年4月6日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
居宅介護、 重度訪問介護	令和8年4月1日	1610201061	株式会社トモエ	高岡市中田5165番地4	ヘルパーステーションはるうらら	高岡市中田5165番地4

富山県告示第211号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和8年4月6日

富山県知事 新 田 八 朗

- 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山市新総曲輪4番18号
公益財団法人富山県文化振興財団
- 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
富山県水墨美術館の観覧料及び呈茶料
- 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- 指定納付受託者を指定した日
令和8年3月17日

富山県告示第212号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の 2 の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 6 日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山市新総曲輪 4 番18号
公益財団法人富山県文化振興財団
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
富山県立山博物館の観覧料及び施設使用料
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで
- 4 指定納付受託者を指定した日
令和 8 年 3 月17日

富山県告示第213号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の 2 の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 6 日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山市新総曲輪 4 番18号
公益財団法人富山県文化振興財団
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務及びその事務に係る歳入等又は歳出

富山県立山博物館の観覧料・施設使用料の徴収・収納事務及び当該事務に係る観覧料及び施設使用料

- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和8年3月17日

富山県告示第214号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の 2 の規定により告示する。

令和8年4月6日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山市新総曲輪 4 番18号
公益財団法人富山県文化振興財団
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務及びその事務に係る歳入等又は歳出
富山県水墨美術館の観覧料・呈茶料の徴収・収納事務及び当該事務に係る観覧料及び呈茶料
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和8年3月17日

富山県告示第215号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

令和8年4月6日

富山県知事 新 田 八 朗

1 保安林予定森林の所在場所

富山県中新川郡立山町長倉字滝坂5の1から5の5まで、5の10、5の11

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び立山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

富山県公安委員会告示第32号

少年指導委員の氏名等について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）第38条第1項の規定により令和8年4月1日付けで少年指導委員9人を委嘱したので少年指導委員運営規則（平成13年富山県公安委員会規則第4号）第3条第4項の規定により告示する。

令和8年4月6日

富山県公安委員会委員長 川端 雅彦

富山県が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和8年富山県告示第146号）第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査の結果、Aの等級に格付けされている者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 過去20年間に於いて、次に掲げるすべての要件を満たす官公庁船（漁業調査船又は海洋調査船）の建造実績を有する者であること。

ア 「漁業調査船又は海洋調査船」とは、国、地方公共団体等が主として漁業調査又は海洋調査に使用することを目的とし、研究員が乗船して運行し、研究室、研究設備及び漁撈設備が設置されているものとする。

イ 総トン数が170トン以上の漁業調査船又は海洋調査船若しくはこれに準ずる船舶であること。

なお、「過去20年間」とは平成18年4月1日から入札参加資格確認申請書の提出までの期間とし、「建造実績」とは、納入を完了したものとし、建造中のものは含めない。

- (4) 入札に係る漁業調査船を建造するために必要な船台を現に有する者であること。
- (5) 建造された漁業調査船に関する緊急時の対応、保守点検、修理、部品供給その他のアフターサービスについて、対応窓口および実施体制が十分整備されており、長期にわたり迅速かつ円滑な提供ができると認められる者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、所定の入札参加資格確認申請書を提出し、入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

なお、期限まで当該申請を行わない者又は入札資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

また、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合

は、これに応じなければならない。

4 入札参加資格確認申請書の提出の期限及び場所

- (1) 期限 令和8年4月24日（金） 午後5時
- (2) 場所 5の(1)に掲げる入札説明書等の交付場所

5 入札説明書等の交付に関する事項

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号
富山興銀ビル4階
富山県農林水産部水産漁港課
電話 076-444-3292（直通）

- (2) 入札説明書等の交付方法

令和8年4月6日（月）から同年4月24日（金）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

6 入札及び開札の日時等

- (1) 入札書の提出方法

ア 入札書は、郵送により提出する場合を除き、入札の日時に入札の場所へ持参して提出すること。

なお、電報及び電送による入札書の提出は認めない。

イ 郵送による入札書の提出を希望する場合の提出期限、提出方法及び提出場所

(ア) 提出期限 令和8年5月25日（月）午後5時（提出期限までに必着とすること。）

(イ) 提出方法 簡易書留郵便とする。

(ウ) 提出場所 〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号

富山興銀ビル4階

富山県農林水産部水産漁港課

(2) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時 令和8年5月26日（火） 午後2時

イ 場所 〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号

富山興銀ビル4階

富山県農林水産部水産漁港課

ウ 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、令和8年5月25日（月）午前10時までに、その旨を5の(1)の機関に届けるものとする。

7 入札保証金に関する事項

免除とする。

8 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

9 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関

係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

11 議会の議決

- (1) 本件入札に係る契約が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年富山県条例第11号）第2条に規定する契約に該当する場合は、落札後に仮契約を締結するものとし、議会の議決を経たときに当該契約を本契約とみなす。
- (2) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、仮契約を締結した者が入札参加資格を取消しされもしくは停止されている場合または県の指名停止措置を受けた場合においては、県は仮契約を解除し、本契約を締結しないことができるとともに、一切の損害賠償の責を負わない。

12 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に関する書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続きの停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be manufactured:
Fishery Research Vessel (Fishing Boat): 1
- (2) Deadline for tender submission: 2:00 p.m. on May 26, 2026
(Tenders submitted by mail: 5:00 p.m. on May 25, 2026)
- (3) Contact information:
Fisheries and Fishing Port Division, Agriculture, Forestry and

Fisheries Department, Toyama Prefectural Government

4F in Toyama IBJ Building, 5-13 Sakurabashidori, Toyama-shi, Toyama Prefecture

930-0004 Japan

Phone number: 076-444-3292

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和8年2月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年4月6日

富山県監査委員	奥野	詠子
富山県監査委員	井上	学
富山県監査委員	田中	篤人
富山県監査委員	高橋	正樹

1 監査対象箇所

		監査年月日
経営管理部	公文書館	令和8年2月19日
厚生部	富山児童相談所	令和8年2月20日
同	高岡児童相談所	令和8年2月12日
同	富山学園	令和8年2月3日
同	障害者相談センター	令和8年2月12日
教育委員会	東部教育事務所	令和8年2月27日
同	総合教育センター	令和8年2月19日
同	県立図書館	令和8年2月13日
同	埋蔵文化財センター	令和8年2月13日

監査対象箇所		監 査 年 月 日
教育委員会	魚 津 高 等 学 校	令和8年2月25日
同	滑 川 高 等 学 校	令和8年2月13日
同	八 尾 高 等 学 校	令和8年2月12日
同	富 山 高 等 学 校	令和8年2月3日
同	富 山 中 部 高 等 学 校	令和8年2月27日
同	富 山 北 部 高 等 学 校	令和8年2月13日
同	高 岡 高 等 学 校	令和8年2月3日
同	砺 波 高 等 学 校	令和8年2月27日
同	砺 波 工 業 高 等 学 校	令和8年2月13日
同	石 動 高 等 学 校	令和8年2月25日
同	志 貴 野 高 等 学 校	令和8年2月16日
同	と な み 野 高 等 学 校	令和8年2月26日
同	富 山 視 覚 総 合 支 援 学 校	令和8年2月3日
同	富 山 総 合 支 援 学 校	令和8年2月12日
同	高 岡 聴 覚 総 合 支 援 学 校	令和8年2月13日
公安委員会	射 水 警 察 署	令和8年2月26日
同	高 岡 警 察 署	令和8年2月12日
同	砺 波 警 察 署	令和8年2月12日

2 監査対象年度

令和6年度及び令和7年度

3 監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると

認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 歳入調定のされていないものがあった。
- イ 収入証紙収納額報告書に誤りがあった。
- ウ 収入科目を誤っているものがあった。
- エ 現金の払込に遅延しているものがあった。（2箇所）
- オ 時間外勤務手当の支給に誤りがあった。
- カ 通勤手当の支給に誤りがあった。
- キ 支払が遅延しているものがあった。
- ク 契約手続きに適正でないものがあった。
- ケ 交通事故による損害が生じた。（2箇所）
- コ 施設管理事故による損害賠償があった。（2箇所）